証券コード3915
平成30年５月10日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋２丁目11番２号
株 式 会 社 テ ラ ス カ イ
代表取締役社長　佐　藤　秀　哉

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年５月24日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年５月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時30分）

２．場　　所　東京都中央区八重洲１丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　Room４＋５

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第12期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成29年３月１日から平成30年２月28日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.terrasky.co.jp/）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

（添付書類）

第12期事業報告

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

Ⅰ．当社グループの現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当社グループが注力する、国内クラウド（注１）サービス市場は、2016年度の市場規模は前年度比38.5％増の1兆4,003億円と大きく成長。クラウドの持つコストメリットやスピードメリットを背景に、社内の既存システムのクラウド移行は今後も続き、2021年度までの年平均成長率は20.6％、2021年度の市場規模は2016年度比2.6倍の３兆5,713億円に成長すると予測されています。パブリッククラウド（SaaS/FaaS/PaaS/IaaS）の市場規模は、2016年度が前年度比40.9％増の3,883億円、2021年度までの年平均成長率は22.1％で、2021年度には１兆556億円に達すると予測されています（MM総研「国内クラウドサービス市場規模の2016年度の実績と2021年度までの予測、および需要動向に関する調査結果」）。

クラウドサービスの中でも、当社グループが主力分野としている米国salesforce.com社（注２）は、2018会計年度の売上高を、前年同期比25.0％増の104億8,000万ドルと発表するなど、SaaS（注３）、PaaS（注４）市場で引き続き急速に成長しております。又、IaaS（注５）分野最大手の、米国Amazon社は、2017会計年度のAmazon Web Services（AWS）（注６）の通期売上高を前年同期比43.0%増の174億5,900万ドルと発表、Amazonが2015年にAWS部門単独の業績を公表するようになってから、継続して急速な成長を続けております。

このようにクラウド市場が急速に拡大する環境の下、当社グループにおいてはクラウドのリーディングカンパニーとして、国内屈指のSalesforce認定技術者を育成、業種・業態・企業規模を問わずクラウド導入のコンサルティングから、カスタマイズ、インテグレーションまで、多数のクラウド導入実績を積み重ねて参りました。その結果、多くの企業様より信頼をいただき、Salesforce等クラウドサービスの導入実績は、累計で3,000件を突破いたしました。

このように当連結会計年度もソリューション事業においてクラウドシステム構築案件の獲得が好調に推移したほか、自社製品の導入社数の増加や、保

守運用子会社を通じた多角的なクラウドサービスを展開したことにより着実に顧客基盤を拡大いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,864,889千円（前年同期比37.6％増）、営業利益268,869千円（前年同期比32.8％増）、経常利益305,007千円（前年同期比40.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益171,591千円（前年同期比33.9%増）となりました。

① ソリューション事業

当連結会計年度におけるソリューション事業の売上高は、大型案件の受注及び受託開発・保守案件の件数の増加等を主因として3,989,622千円（前年同期比41.5％増）となり、セグメント利益（営業利益）は573,759千円（前年同期比40.9％増）となりました。

② 製品事業

当連結会計年度における製品事業は、堅調な契約社数、契約金額の伸長を主因として875,267千円（前年同期比22.5％増）となりましたが、当社製品『mitoco（ミトコ）』の追加機能開発による費用増で、セグメント利益（営業利益）は136,527千円（前年同期比34.7％減）となりました。

※用語解説

（注１）クラウド：クラウド・コンピューティングの略で、ネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。企業はハードウェアやソフトウェアの資産を自前で持たず、インターネット上に存在するものを必要に応じて利用する。

（注２）salesforce.com社：米国サンフランシスコを本社とするCRM（顧客関係管理）ソフトウェアで世界最大企業。クラウドベースのSalesforce製品は、日本郵政グループやトヨタ自動車などの国内大手の企業のみならず、中堅・中小企業まであらゆる業種・規模のSFA（営業支援）、CRM（顧客管理）、カスタマーサポートに利用されている。

（注３）SaaS：「Software as a Service」の頭文字を取った略語。これまでパッケージ製品として提供されていたソフトウェアを、インターネット経由でサービスとして提供・利用する形態。

（注４）PaaS：「Platform as a Service」の頭文字を取った略語。アプリケーションソフトが稼動するためのハードウェアやOSなどのプラットフォーム一式を、インターネット上のサービスとして提供する形態。

（注５）IaaS：「Infrastructure as a Service」の略語。情報システムの稼動に必要な仮想サーバをはじめとした機材やネットワークなどのインフラを、インターネット上のサービスとして提供する形態。

（注６）AWS：「Amazon Web Services」の略語。米国Amazon社が企業を対象にウェブサービスという形態でITインフラストラクチャのサービス（IaaS）を提供する。クラウドの拡張性ある低コストのインフラストラクチャプラットフォームであり、世界190ヵ国の数十万に及ぶビジネスを駆動している。

⑵ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として６億円の調達を行いました。

⑷ 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

⑸ 対処すべき課題

当社は成長著しいクラウド関連市場の可能性に早くから注目し、クラウド業界のリーディングカンパニーとして確立したノウハウと実績により業績を伸ばしてまいりました。引き続き更なる事業収益の拡大と、強固な経営基盤を確保すべく、以下の事項を重要課題と捉え、その対応に取り組んでまいります。

① クラウド市場の急拡大に合わせた優秀な人材の確保

クラウド市場の急拡大に伴い、クラウドシステムを構築する技術を有する優秀な人材の確保は最重要課題であります。顧客企業からの大規模かつ要求水準の高い案件に関しましては、クラウドシステムの構築の経験・スキルが不可欠であるため、引き続き、採用と技術力向上のための施策を推し進めてまいります。特にSalesforceを中心としたクラウドシステムの構築は、当社グループの一番の強みでもあるため、「セールスフォース・ドットコム認定資格」の取得については、上級資格取得者に対して報奨金を支給するなど、積極的に取得を推し進めております。

② 収益基盤の多様化

当社グループのビジネスは、従来からSalesforce関連事業に特化し、Salesforce市場の拡大と共に成長してまいりました。同市場への依存は、当面の間高水準で推移していくと予想されます。したがって、Salesforce市場に変化が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。中長期的にはSalesforce以外のクラウドサービス関連売上を高めていく必要があると考えており、新たな成長の柱としてAWS事業、ERP（注７）事業、IoT（注８）関連事業、SAP（注９）関連事業への取り組みをスタートさせております。

③　グローバルな事業展開の促進

当社グループでは、製品事業において国内市場における継続的なシェアの拡大を図っておりますが、中長期的な視点から当社グループの更なる成長を図るとき、海外市場への進出が重要であると考えております。

④　安定した収益基盤の強化

当社グループの成長には、これまでソリューション事業における受託開発案件が大きく寄与してまいりましたが、安定した収益を見込める製品事業、保守サービス事業を強化していくことが今後の安定した収益基盤の構築につながるものと考えております。

⑤　経営管理体制の強化

当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに且つ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の更なる強化、法令遵守の徹底に努めてまいります。

※用語解説

（注７）ERP：「Enterprise Resource Planning」の略であり、企業の持つ様々な資源（人材、資金、設備、資材、情報など）を統合的に管理・配分し、業務の効率化や経営の全体最適を目指す手法。また、そのために導入・利用される統合型（業務横断型）業務ソフトウェアパッケージ（ERPパッケージ）のこと。

（注８）IoT：「Internet of Things」の略。一般に“モノのインターネット”と言われる。世の中に存在するモノに通信機能を持たせ、インターネットへの接続や通信することで、自動的な計測、制御、認識を可能にする。

（注９）SAP：ERPパッケージなどで知られるドイツのソフトウェアメーカー。ソフトウェア業界の世界的な大手で、大企業向けパッケージソフトなどに強みがある。世界130カ国以上に拠点を持ち、日本でも大企業を中心に多くの顧客を抱える。

(6) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区分＼期別	第 9 期 (平成27年２月期)	第 10 期 (平成28年２月期)	第 11 期 (平成29年２月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成30年２月期)
売上高(千円)	1,639,687	2,479,728	3,534,515	4,864,889
経常利益(千円)	154,536	243,300	216,780	305,007
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	72,166	150,216	128,175	171,591
１株当たり当期純利益(円)	16.21	28.23	23.33	30.64
総資産(千円)	1,096,837	1,761,214	2,552,677	3,817,611
純資産(千円)	470,982	962,119	1,238,529	1,661,849
１株当たり純資産(円)	96.31	173.00	207.29	260.83

(注) 当社は、平成27年２月26日付で普通株式１株につき20株の、平成28年６月１日付で普通株式１株につき２株の、平成30年３月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第９期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しております。

⑺ **主要な事業内容**（平成30年２月28日現在）

部　　門	主　　要　　製　　品
ソリューション事業	「Salesforce」に特化したクラウドインテグレーションの提供及び保守 ・「Salesforce」、AWSをはじめとしたクラウドサービスを最大限に活用できるITシステム企画を支援するクラウドコンサルティングサービス ・クラウドにおけるERPシステムの導入、インテグレーション及び保守
製　品　事　業	クラウドサービスの開発、販売及び保守サービス ・SVE（注１）、SOD（注２）及びその他クラウド製品等の開発、販売、導入、保守サービス ・EAI製品（DCSpider及びDateSpider）の販売（注３）

（注）１．SVE（SkyVisualEditor）とはSalesforceの画面を開発するための画面開発ツールです。
２．SOD（SkyOnDemand）とは散在するデータやシステム、サービスを有機的に連携するツールです。
３．EAI製品とは、企業内で業務に使用される複数のコンピュータシステムを有機的に連携させ、データやプロセスの効率的な統合を図ること、また、それを支援する一連の技術やソフトウェアの総称をいいます。

⑻ **当社グループの主要拠点**（平成30年２月28日現在）

① 当社

本社　　東京都中央区
営業所　　大阪支店（大阪府大阪市）
名古屋支店（愛知県名古屋市）
福岡支店（福岡県福岡市）
上越サテライトオフィス（新潟県上越市）

② 子会社

TerraSky Inc.（米国）、株式会社スカイ365（北海道札幌市）、株式会社BeeX（東京都中央区）、クラウディアジャパン株式会社（福岡県福岡市）、株式会社キットアライブ（北海道札幌市）

⑼ **使用人の状況**（平成30年２月28日現在）

① 当社グループの使用人の状況

部門	使用人数	前期末比増減
ソリューション事業	290名	52名増
製品事業	45名	5名増
全社（共通）	21名	2名増
合計	356名	59名増

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、臨時雇用者数の総数が使用人数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

２．全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262名	24名増	36.8歳	3年1ヶ月

（注） 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、臨時雇用者数の総数が使用人数の100分の10未満のため、記載を省略しております。なお、使用人数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、平均年齢、平均勤続年数には当社から他社への出向者は含まれておりません。

⑽ **重要な親会社及び子会社の状況**（平成30年２月28日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名　　称	資 本 金	出資比率	主な事業内容	所　在　地
TerraSky Inc.	165万米ドル	100.0%	SVE、SODの販売	米国（カリフォルニア州）
株式会社スカイ３６５	96,200千円	74.5% (注1)	クラウドに特化したMSP事業	北海道札幌市
株式会社ＢｅｅＸ	94,710千円	63.2% (注2)	SAPソフトウェア基盤のクラウドに特化した事業	東京都中央区
クラウディアジャパン株式会社	34,850千円	70.8% (注3)	福岡県を中心としたクラウドに特化した事業	福岡県福岡市
キットアライブ株式会社	83,490千円	59.8% (注4)	北海道を中心としたクラウドに特化した事業	北海道札幌市

(注) １．平成29年３月29日付にて、当社が株式会社スカイ３６５に追加出資したことにより、同社に対する当社の出資比率が増加しております。
議決権比率は当社保有割合及び持分法適用会社である株式会社サーバーワークスが有する間接所有割合の合計を記載しております。

２．平成29年６月30日付にて行われた第三者割当増資により当社の株式会社ＢｅｅＸに対する出資比率は減少しております。
平成30年１月31日付にて行われた第三者割当増資により当社の株式会社ＢｅｅＸに対する出資比率は減少しております。
議決権比率は当社保有割合及び持分法適用会社である株式会社サーバーワークスが有する間接所有割合の合計を記載しております。

３．当社は、平成30年２月９日付にてクラウディアジャパン株式会社の株式を追加取得しております。

４．平成29年３月30日付で、当社はキットアライブ株式会社の株式の一部を譲渡しており、同社に対する当社の出資比率が減少しております。
平成29年６月12日付にて行われた第三者割当増資により当社のキットアライブ株式会社に対する出資比率は減少しております。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

⑾　主要な借入先及び借入額（平成30年２月28日現在）

借入先	借入額（千円）
株式会社三井住友銀行	403,239
株式会社みずほ銀行	370,030
株式会社りそな銀行	139,988
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（注）	70,012
日本生命保険相互会社	58,300
日本政策金融公庫	4,550
株式会社福岡銀行	2,195
福岡信用金庫	1,200

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号を変更しております。

⑿　他の会社の株式・新株予約権の取得または処分に関する事項
該当事項はありません。

⒀　その他企業集団の現況に関する重要な事項
当社は、平成30年５月７日付で、本社を東京都中央区日本橋２丁目11番２号に移転いたしました。

Ⅱ．株式に関する事項（平成30年２月28日現在）

１．株式数

発行可能株式総数　　10,000,000株
発行済株式の総数　　2,868,960株

（注）平成30年３月１日付にて実施した株式分割（１株を２株に分割）に伴い、発行済株式の総数は2,868,960株増加しております。

２．株主数　　968名

３．大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
佐藤秀哉	1,036,600	36.13
NTTテクノクロス株式会社	354,600	12.35
株式会社マレスカイ	250,000	8.71
NOMURA INTERNATIONAL PLC　A／C JAPAN FLOW（常任代理人　野村證券株式会社）	220,698	7.69
株式会社サーバーワークス	150,000	5.22
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED（常任代理人　バークレイズ証券株式会社）	123,570	4.30
UBS AG London Asia Equities（常任代理人　ＵＢＳ証券株式会社）	89,787	3.12
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	68,818	2.39
BNYM SA／NV FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE（常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	68,613	2.39
台達雄	54,000	1.88

（注）１．持株比率は、小数点第３位を切り捨てて小数点第２位まで表示しております。
２．株式会社マレスカイは当社代表取締役佐藤秀哉の資産管理会社です。
３．株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日付で株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号を変更しております。
４．平成30年３月２日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドが平成30年２月26日現在で同社が190,570株（保有割合6.64％）を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日における新株予約権の状況

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行日	平成26年５月28日	平成27年２月16日	平成28年12月７日
新株予約権の発行価額	無償	無償	6,000円
行使期限	平成36年５月27日	平成37年２月16日	平成34年12月６日
役員の保有状況	275個（４名）	－	200個（１名）
うち取締役（社外取締役を除く）	275個（４名）	－	200個（１名）
うち社外取締役	－	－	－
うち監査役	－	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 74,880株	普通株式 26,000株	普通株式 43,400株
新株予約権の行使時に払い込みをなすべき金額	400円	625円	4,415円

（注）１．平成27年２月３日開催の取締役会決議により、平成27年２月26日付で株式分割（１：20）を行っております。
２．平成28年４月14日開催の取締役会決議により、平成28年６月１日付で株式分割（１：２）を行っております。
３．平成30年１月22日開催の取締役会決議により、平成30年３月１日付で株式分割（１：２）を行っております。

⑵ 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成30年２月28日現在）

氏　　名	地位及び担当	重　要　な　兼　職　の　状　況
佐　藤　秀　哉	代表取締役社長	TerraSky Inc.　CEO 株式会社BeeX　取締役 株式会社スカイ365　取締役 クラウディアジャパン株式会社　取締役 株式会社キットアライブ　取締役
台　達　雄（※）	取締役 執行役員西日本支社長	該当事項はございません。
今　岡　純　二（※）	取締役 執行役員クラウドインテグレーション本部本部長	クラウディアジャパン株式会社　代表取締役 株式会社キットアライブ　取締役
松　岡　弘　之（※）	取締役 執行役員製品営業本部長　兼アライアンス営業部長	該当事項はございません。
竹　澤　聡　志（※）	取締役 執行役員最高技術責任者兼Ｒ＆Ｄ部部長	該当事項はございません。
塚　田　耕一郎（※）	取締役 執行役員 最高財務責任者	株式会社BeeX　取締役 クラウディアジャパン株式会社　取締役 株式会社キットアライブ　取締役
宇　野　直　樹	取締役	該当事項はございません。
本　橋　和　行	常勤監査役	株式会社スカイ365　監査役 株式会社キットアライブ　監査役 クラウディアジャパン株式会社　監査役
宮　武　晴　明	監査役	株式会社ベストアンドブライテスト　代表取締役 株式会社BeeX　監査役
亀　甲　智　彦	監査役	該当事項はございません。

（注）１．代表取締役佐藤秀哉氏は株式会社サーバーワークスの社外取締役を平成29年５月25日付で退任しました。

２．当事業年度中に辞任により退任した監査役は次のとおりであります。

監査役　鳥笏尾　務

監査役鳥笏尾務氏は、平成29年5月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

3．平成29年5月26日開催の第11回定時株主総会において、亀甲智彦氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
4．取締役今岡純二氏は平成29年11月17日付けでクラウディアジャパン株式会社代表取締役に就任しております。
5．常勤監査役本橋和行氏は、株式会社スカイ365及び株式会社キットアライブ、クラウディアジャパン株式会社の監査役を兼任しております。
6．監査役宮武晴明氏は、株式会社ベストアンドブライテストの代表取締役及び株式会社BeeXの監査役を兼任しております。なお、当社と株式会社ベストアンドブライテストとの間に取引関係はありません。
7．取締役宇野直樹氏は当社社外取締役であります。また、同氏は経歴に裏付された高い見識と高度な組織運営経験を有するものであり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
8．本橋和行氏、宮武晴明氏及び亀甲智彦氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
9．TerraSky Inc.は、当社の100%子会社であります。
10．株式会社スカイ365、株式会社BeeX、クラウディアジャパン株式会社、株式会社キットアライブは、当社の連結子会社であります。
11．当社は執行役員制度を導入しており、前記※の取締役は執行役員を兼務しております。なお平成30年２月28日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は次のとおりであります。

氏　　名	会社における地位及び担当	
髙井康洋	経営企画本部長兼経営企画部長兼内部監査室長	総務・人事・経営企画に関する業務
田代裕樹	ＡＷＳ事業部長	AWSサービス販売・開発に関する業務
椿　正義	ＥＲＰ事業部長	クラウドERP販売・開発に関する業務
藤井徳久	製品開発本部長兼ビジネスアプリケーション開発部部長	製品サービス開発に関する業務
細井武彦	クラウドインテグレーション営業本部長	ソリューション販売に関する業務

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　数	報酬等の総額	摘　　要
取締役 （うち社外）	7名（1名）	122,371千円 (4,500千円)	平成27年５月28日開催の株主総会の決議による取締役の報酬は年額300,000千円以内であります。
監査役 （うち社外）	4名（4名）	10,350千円 (10,350千円)	平成27年５月28日開催の株主総会の決議による監査役の報酬は年額50,000千円以内であります。
合計 （うち社外）	11名（5名）	132,721千円 (14,850千円)	

⑶ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 特定関係事業者との関係

社外監査役のうち、宮武晴明氏は当社の株主及び製品事業における主要取引先であるＮＴＴテクノクロス株式会社の契約社員であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	宇　野　直　樹	平成29年５月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に出席し、高度な組織運営経験に裏打ちされた高い見識をもって議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	本　橋　和　行	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、主に企業経営の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
	宮　武　晴　明	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席し、主にＩＴ企業経営経験者の観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
	亀　甲　智　彦	平成29年５月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的な観点から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第32条及び第41条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

Ⅴ．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,500千円
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,900千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社子会社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項以外の業務である予備調査業務についての対価を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項のいずれかに該当すると判断した場合、または会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合に、監査役会は監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第423条第１項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

Ⅵ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

⑴ コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。

⑵ グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。

⑶ コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。

⑷ 監査役及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

２．取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

⑴ 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。

⑵ 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。

⑶ 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑴ 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ責任者を定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。

⑵　当該損失危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑴　取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として経営会議を毎月１回以上開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。

⑵　取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5．当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

⑴　関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。

⑵　コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

⑴　監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

⑵　監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。

⑶　監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する事項

取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。又その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。

① 重要な機関決定事項
② 経営状況のうち重要な事項
③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
④ 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
⑤ 重大な法令・定款違反
⑥ その他、重要事項

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、監査役の職務分担、代表取締役との定期的な会合、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力遮断に関する規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

当事業年度における、当社の業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

財務報告の有効性に関する評価、各部署における業務の統制の状況並びに法令遵守の状況においては、常勤監査役と内部監査担当者が連携して計画的に実施する内部監査により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として常勤監査役は代表取締役に、内部監査担当者は代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

（注） 本事業報告の記載金額（又は数値）は、表示単位未満の端数及び比率については切り捨てしております。

連結貸借対照表

(平成30年２月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,320,967**	**流動負債**	**1,173,550**
現金及び預金	1,089,235	買掛金	226,295
売掛金	972,246	1年内返済予定の長期借入金	337,872
仕掛品	64,327	未払法人税等	84,510
前払費用	179,863	前受金	271,160
繰延税金資産	7,129	その他	253,710
その他	8,164	**固定負債**	**982,211**
固定資産	**1,495,026**	長期借入金	711,642
有形固定資産	**95,716**	長期未払金	258,573
建物	66,458	繰延税金負債	7,931
その他	29,258	その他	4,063
無形固定資産	**503,331**	**負債合計**	**2,155,761**
ソフトウェア	406,336	**純資産の部**	
のれん	51,666	**株主資本**	**1,412,175**
その他	45,327	資本金	464,727
投資その他の資産	**895,978**	資本剰余金	467,776
投資有価証券	346,158	利益剰余金	500,023
敷金及び保証金	549,621	自己株式	△20,351
その他	198	**その他の包括利益累計額**	**57,979**
繰延資産	**1,618**	その他有価証券評価差額金	43,803
資産合計	**3,817,611**	為替換算調整勘定	14,176
		新株予約権	**2,604**
		非支配株主持分	**189,090**
		純資産合計	**1,661,849**
		負債純資産合計	**3,817,611**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,864,889**
売上原価		**3,267,275**
売上総利益		**1,597,614**
販売費及び一般管理費		**1,328,744**
営業利益		**268,869**
営業外収益		
受取利息	9	
受取手数料	9,069	
助成金収入	26,286	
持分法による投資利益	3,500	
その他	1,152	40,018
営業外費用		
支払利息	3,143	
開業費償却	431	
その他	304	3,880
経常利益		**305,007**
特別利益		
投資有価証券売却益	31,155	
その他	368	31,523
特別損失		
減損損失	40,681	
その他	2,204	42,886
税金等調整前当期純利益		**293,644**
法人税、住民税及び事業税	110,521	
法人税等調整額	△4,909	105,612
当期純利益		**188,032**
非支配株主に帰属する当期純利益		16,440
親会社株主に帰属する当期純利益		**171,591**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年３月１日残高	456,827	373,342	328,431	△24,424	1,134,177
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	7,900	7,900			15,800
親会社株主に帰属する当期純利益			171,591		171,591
自己株式の処分		49,117		4,073	53,191
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		42,838			42,838
連結子会社株式の取得（又は売却）による持分の増減		△5,422			△5,422
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	7,900	94,433	171,591	4,073	277,998
平成30年２月28日残高	464,727	467,776	500,023	△20,351	1,412,175

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
平成29年３月１日残高	－	15,495	15,495	2,694	86,162	1,238,529
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						15,800
親会社株主に帰属する当期純利益						171,591
自己株式の処分						53,191
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						42,838
連結子会社株式の取得（又は売却）による持分の増減						△5,422
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	43,803	△1,319	42,483	△90	102,928	145,322
連結会計年度中の変動額合計	43,803	△1,319	42,483	△90	102,928	423,320
平成30年２月28日残高	43,803	14,176	57,979	2,604	189,090	1,661,849

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　……　５社

連結子会社の名称　……　TerraSky Inc.
株式会社スカイ365
株式会社BeeX
クラウディアジャパン株式会社
株式会社キットアライブ

⑵　非連結子会社の名称等　……　該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数　……　１社

持分法適用会社の名称　……　株式会社サーバーワークス

⑵　持分法を適用しない非連結子会社の名称等　……　該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちクラウディアジャパン株式会社及び株式会社キットアライブの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　たな卸資産

仕掛品　……　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　……　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの　……　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　……　定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物　……　６～24年

その他　……　２～15年

②　無形固定資産　……　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

⑶　繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費等

支出時に全額費用処理しております。

創立費

５年間で均等償却しております。

開業費

５年間で均等償却しております。

⑷　重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績、個別の回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

⑸　重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

⑹　のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間にわたり定額法により償却を行っております。

⑺　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

（連結損益計算書）

1．前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「開業費償却」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

2．前連結会計年度において、「特別損失」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　55,886千円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した主な資産グループの概要

会社名	場所	用途	種類
クラウディアジャパン株式会社	福岡県福岡市	－	のれん

（2）資産のグルーピングの方法

資産グループは、原則として当社の本社及び各関係会社をグルーピング単位としております。

（3）減損損失の認識に至った経緯及び減損損失の金額

連結子会社であるクラウディアジャパン株式会社に帰属するのれんについて、当初想定された収益が見込めなくなったことから、未償却残高40,681千円を全額減損損失として計上しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

上記ののれんの回収可能価額は使用価値を零として算定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,833,960株	35,000株	－株	2,868,960株

(注) 1．当社は、平成30年３月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。

2．普通株式の増加35,000株は新株予約権の権利行使によるものであります。

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	60,866株	－株	10,147株	50,719株

(注) 1．当社は、平成30年３月１日付けで普通株式１株につき普通株式２株の割合で株式分割を行っております。

2．自己株式の減少10,147株は持分法適用会社である株式会社サーバーワークスにおける当社株式の売却によるものであります。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

4．当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類

普通株式　100,880株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にソリューション事業及び製品事業を行うための設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入や新株発行により調達しております。また、一時的な余資につきましては短期的な預金に限定して保有しております。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、資本業務提携の関係を有する企業の株式であり、投資先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資や運転資金を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年１ヶ月であります。

⑶　金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金、投資有価証券、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

⑷　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑸　信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち27.4％が特定の大口顧客（３社）に対するものであります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。（（注２）参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑴ 現金及び預金	1,089,235	1,089,235	－
⑵ 売掛金	972,246	972,246	－
⑶ 投資有価証券	78,200	78,200	－
資産計	2,139,682	2,139,682	－
⑴ 買掛金	226,295	226,295	－
⑵ 未払法人税等	84,510	84,510	－
⑶ 長期借入金	1,049,514	1,049,522	8
⑷ 長期未払金	258,573	260,029	1,455
負債計	1,618,894	1,620,359	1,464

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらは株式であり取引所の価格によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期借入金、⑷　長期未払金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（※１）	267,958
敷金及び保証金（※２）	549,621

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。「⑶投資有価証券」には含まれておりません。

（※２）敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

３．金融債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
⑴　現金及び預金	1,089,235	－	－	－
⑵　売　掛　金	972,246	－	－	－
合　　計	2,061,482	－	－	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
⑴　長期借入金	337,872	328,407	258,232	120,003	5,000	－
合　　計	337,872	328,407	258,232	120,003	5,000	－

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　260円83銭

２．１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　30円64銭

（注）　当社は、平成30年３月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

（注）　記載事項は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

（重要な後発事象）

（株式分割）

当社は、平成30年１月22日開催の取締役会において、株式の分割を行うことについて決議しました。

１．株式の分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成30年２月28日（水）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　　：　2,868,960 株
今回の分割により増加する株式数：　2,868,960 株
株式分割後の発行済株式総数　　：　5,737,920 株
株式分割後の発行可能株式総数　：10,000,000 株

（３）分割の日程

基準日公告日：平成30年２月13日（火）
基準日　　：平成30年２月28日（水）
効力発生日　：平成30年３月１日（木）

３．新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権１株あたりの行使価額を、平成30年３月１日以降、以下の通り調整いたします。

新株予約権の名称 (取締役会の決議日)	調整後行使価額	調整前行使価額
株式会社テラスカイ第１回新株予約権 (平成26年５月28日)	200円	400円
株式会社テラスカイ第２回新株予約権 (平成27年２月16日)	313円	625円
株式会社テラスカイ第３回新株予約権 (平成28年11月21日)	2,208円	4,415円

４．その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

平成30年４月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第４回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議しました。

１．新株予約権の名称　株式会社テラスカイ第４回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
２．新株予約権の総数　6,000個
３．新株予約権の払込金額　本新株予約権１個当たり1,914円（本新株予約権の払込金額の総額：上記1,914円に6,000を乗じた額）
４．申込期間　平成30年５月９日
５．新株予約権の割当日　平成30年５月９日

6．新株予約権の払込期日　平成30年５月９日

7．募集の方法　第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての本新株予約権を割り当てる。

8．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。

ただし、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

9．本新株予約権の目的である株式の数の調整

（1）当社が第13項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（2）前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（3）調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第（2）号及び第（4）号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

（1）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（2）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（2）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、平成30年４月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い額（以下「条件決定基準株価」という。）に相当する金額とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

（1）行使価額は、修正日（第18項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

（2）修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

（3）本項第（1）号及び第（2）号による算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の60％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

（1）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（2）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（2）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（3）号②に定義する。本項第（4）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（ⅰ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ⅱ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（ⅰ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等

修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当

該行使価額の調整において本項第（2）号乃至第（4）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（2）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（2）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（5）本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（6）本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年５月10日から平成33年５月10日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

（1）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（2）当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

（3）当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

（1）本新株予約権を行使する場合には、機構（第25項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第２条第４項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（2）本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

（3）本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権１個当たりの払込金額を第３項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社　証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

    株式会社みずほ銀行　虎ノ門支店

23. 読み替えその他の措置

    当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

    本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

    株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

貸借対照表

(平成30年２月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,686,775**	**流動負債**	**987,963**
現金及び預金	622,251	買掛金	187,622
売掛金	827,165	一年内返済予定の長期借入金	333,552
仕掛品	41,199	未払金	78,594
前払費用	169,812	未払費用	163
繰延税金資産	7,147	未払法人税等	71,934
その他	38,986	前受金	231,274
貸倒引当金	△19,786	預り金	37,335
固定資産	**1,630,654**	その他	47,486
有形固定資産	**80,810**	**固定負債**	**974,522**
建物	59,159	長期借入金	708,017
工具、器具及び備品	21,650	長期未払金	258,573
無形固定資産	**461,161**	繰延税金負債	7,931
ソフトウェア	411,464	**負債合計**	**1,962,485**
その他	49,697	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,088,682**	**株主資本**	**1,308,537**
投資有価証券	263,460	**資本金**	**464,727**
関係会社株式	278,618	**資本剰余金**	**325,027**
長期前払費用	108	資本準備金	325,027
敷金及び保証金	546,494	**利益剰余金**	**518,783**
その他	1	その他利益剰余金	518,783
		繰越利益剰余金	518,783
		評価・換算差額等	**43,803**
		その他有価証券評価差額金	43,803
		新株予約権	**2,604**
		純資産合計	**1,354,944**
資産合計	**3,317,430**	**負債純資産合計**	**3,317,430**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,997,575**
売上原価		**2,771,442**
売上総利益		**1,226,133**
販売費及び一般管理費		**1,012,141**
営業利益		**213,991**
営業外収益		
受取利息	12	
受取手数料	26,389	
助成金収入	24,216	
その他	2,128	52,746
営業外費用		
支払利息	2,963	2,963
経常利益		**263,773**
特別利益		
投資有価証券売却益	31,155	
その他	90	31,245
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社貸倒引当金繰入額	19,786	
関係会社株式評価損	53,870	73,657
税引前当期純利益		**221,361**
法人税、住民税及び事業税	92,362	
法人税等調整額	△5,549	86,813
当期純利益		**134,548**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年３月１日から
平成30年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高（平成29年３月１日）	456,827	317,127	317,127	384,235	384,235	1,158,189
当期変動額						
新株の発行	7,900	7,900	7,900			15,800
新株予約権						－
当期純利益				134,548	134,548	134,548
事業年度中の変動額合計	7,900	7,900	7,900	134,548	134,548	150,348
当期末残高（平成30年２月28日）	464,727	325,027	325,027	518,783	518,783	1,308,537

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高（平成29年３月１日）	－	－	2,694	1,160,883
当期変動額				
新株の発行				15,800
新株予約権			△90	△90
当期純利益				134,548
事業年度中の変動額合計	43,803	43,803	△90	194,061
当期末残高（平成30年２月28日）	43,803	43,803	2,604	1,354,944

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ たな卸資産

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵ 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの …… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以降取得の建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

⑵ 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

社債発行費等

支出時に全額費用処理しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上

することとしております。

5．収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

6．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）
（貸借対照表）
前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしております。

（追加情報）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産の減価償却累計額	49,701千円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	42,196千円
短期金銭債務	17,211千円

（損益計算書に関する注記）
関係会社との取引高

売上高	88,930千円
売上原価	279,364千円
営業取引以外の取引による取引高	19,786千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

当事業年度の末日において、自己株式は保有しておりません。

（有価証券関係に関する注記）

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について53,870千円減損処理を行っております。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払家賃	892千円
未払事業税	4,525千円
未払事業所税	1,426千円
関係会社株式評価損	58,090千円
減価償却超過額	3,221千円
貸倒引当金	6,058千円
その他	8,812千円
繰延税金資産小計	83,028千円
評価性引当額	△64,480千円
繰延税金資産合計	18,547千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△19,331千円
繰延税金負債合計	△19,331千円
繰延税金資産純額	△784千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.02%
住民税均等割等	0.82%
雇用促進減税による税額控除	△3.23%
評価性引当額	9.86%
その他	△0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.22%

（関連当事者との取引に関する注記）

1．関連当事者との取引

主要株主（会社等に限る。）等

属性	氏名	住所	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	ＮＴＴテクノクロス株式会社	東京都港区	500,000	ソフトウェアの設計、開発、販売等	（被所有）直接 12.35%	－	販売代理店契約の締結等	当社製品の販売等（注）2	112,062	売掛金	5,568
										前受金	10,642

（注）1．上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

「SkyOnDemand」の総販売代理店である同社への製品販売に係る取引であり、販売条件については、当社が条件を提示し、条件交渉の上で決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

⑴ 親会社情報

該当事項はありません。

⑵ 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は株式会社サーバーワークスであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	株式会社サーバーワークス
流動資産合計	937,909
固定資産合計	1,488,000
繰延資産合計	249
流動負債合計	698,643
固定負債合計	416,059
純資産合計	1,311,456
売上高	3,066,175
税引前当期純利益金額	261,501
当期純利益金額	172,498

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　235円68銭

２．１株当たり当期純利益金額　23円57銭

（注）　当社は、平成30年３月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

（注）　記載事項は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

（重要な後発事象）

（株式分割）

当社は、平成30年１月22日開催の取締役会において、株式の分割を行うことについて決議しました。

１．株式の分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成30年２月28日（水）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数　：　2,868,960 株

今回の分割により増加する株式数：　2,868,960 株

株式分割後の発行済株式総数　：　5,737,920 株

株式分割後の発行可能株式総数　：10,000,000 株

（３）分割の日程

基準日公告日：平成30年２月13日（火）

基準日　：平成30年２月28日（水）

効力発生日　：平成30年３月１日（木）

3．新株予約権行使価額の調整

本件株式分割に伴い、当社発行の新株予約権１株あたりの行使価額を、平成30年３月１日以降、以下の通り調整いたします。

新株予約権の名称 (取締役会の決議日)	調整後行使価額	調整前行使価額
株式会社テラスカイ第１回新株予約権 (平成26年５月28日)	200円	400円
株式会社テラスカイ第２回新株予約権 (平成27年２月16日)	313円	625円
株式会社テラスカイ第３回新株予約権 (平成28年11月21日)	2,208円	4,415円

4．その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

平成30年４月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第４回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議しました。

1．新株予約権の名称　株式会社テラスカイ第４回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2．新株予約権の総数　6,000個

3．新株予約権の払込金額　本新株予約権１個当たり1,914円（本新株予約権の払込金額の総額：上記1,914円に6,000を乗じた額）

4．申込期間　平成30年５月９日

5．新株予約権の割当日　平成30年５月９日

6．新株予約権の払込期日　平成30年５月９日

7．募集の方法　平成30年５月９日

8．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式600,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、100株とする。）。

ただし、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

9．本新株予約権の目的である株式の数の調整

（1）当社が第13項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第13項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（2）前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（3）調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る第13項第（2）号及び第（4）号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（4）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、第13項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

10．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

（1）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（2）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果

１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、平成30年４月12日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い額（以下「条件決定基準株価」という。）に相当する金額とする。ただし、行使価額は第12項又は第13項に従い修正又は調整される。

11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 行使価額の修正

（１）行使価額は、修正日（第18項に定義する。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90％に相当する金額（円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。

（２）修正後行使価額の算出において、算定基準日に第13項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

（３）本項第（１）号及び第（２）号による算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は、条件決定基準株価の60％に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とし、第13項の規定を準用して調整される。

13. 行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある

場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} \quad + \quad \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

①行使価額調整式で使用する時価（本項第（３）号②に定義する。本項第（４）号③の場合を除き、以下「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、（ⅰ）上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第（3）号③に定義する。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ⅱ）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④に定める調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（2）号乃至第（4）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

（ⅰ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

（ⅱ）当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記（ⅰ）による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場

合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（２）号乃至第（４）号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第（２）号の規定のうち、当

該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（4）本項第（2）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（5）本項第（2）号及び第（4）号にかかわらず、本項第（2）号及び第（4）号に基づく調整後行使価額を適用する日が、第12項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第（2）号及び第（4）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（6）本項第（1）号乃至第（5）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第（2）号⑦に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（5）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

14. 本新株予約権の行使期間

平成30年５月10日から平成33年５月10日（ただし、第16項に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

15. その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16. 本新株予約権の取得条項

（1）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（2）当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

（3）当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権１個当たり払込金額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

17. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

（1）本新株予約権を行使する場合には、機構（第25項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第２条第４項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第14項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により第21項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（2）本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第22項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

（3）本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

18. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第17項第（2）号記載の口座に入金された日（「修正日」という。）に発生する。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権１個当たりの払込金額を第３項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価に相当する金額とした。

20. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

21. 本新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社　証券代行部

22. 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　虎ノ門支店

23. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

24. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

25. 振替機関

    株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

26. 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

27. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月20日

株式会社テラスカイ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　筆　野　　力　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社テラスカイの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラスカイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年４月13日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第４回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年４月20日

株式会社テラスカイ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　　義　浩　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　筆　野　　力　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社テラスカイの平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年４月13日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第４回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年３月１日から平成30年２月28日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め，各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年４月27日

株式会社テラスカイ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　本　橋　和　行　㊞

社外監査役　宮　武　晴　明　㊞

社外監査役　亀　甲　智　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
--- (1)～（8）条文省略 ---	--- (1)～（8）現行通り ---
（新設）	(9)ベンチャー企業に対する投資及びその養成
（新設）	（10）有価証券の取得および保有
（新設）	（11）投資事業組合財産の管理および運用
（新設）	（12）前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
(9)　前各号に付帯関連する一切の業務	（13）前各号に付帯または関連する一切の業務

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
1	佐藤秀哉 (昭和38年５月21日) 再任	昭和62年４月 平成13年３月 平成17年４月 平成18年３月 平成24年８月 平成25年10月 平成26年５月 平成28年３月 平成28年５月 平成28年８月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 株式会社ザ・ヘッド取締役社長 当社設立　代表取締役社長（現任） TerraSky Inc.設立　CEO（現任） 株式会社サーバーワークス社外取締役 株式会社スカイ365設立　代表取締役社長 株式会社BeeX設立　代表取締役社長 クラウディアジャパン株式会社取締役（現任） 株式会社キットアライブ取締役（現任）	1,036,600

取締役候補者とした理由

IT業界での豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、平成18年３月の当社設立当初から現在に至るまで、当社の代表取締役社長として経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
2	台（だい）　達（たつ）　雄（お） (昭和39年10月7日) 再任	平成元年４月 平成18年４月 平成18年７月 平成22年３月 平成26年12月 平成27年１月 平成27年５月 平成30年３月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 当社入社　営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役ソリューション営業部長 当社取締役営業統括本部長兼ソリューション営業部長 当社取締役執行役員営業統括本部長兼ソリューション営業部長 当社取締役執行役員ソリューション営業本部長兼第一ソリューション営業部長 取締役執行役員西日本支社長（現任）	54,000

取締役候補者とした理由

IT業界での豊富な営業経験を有し、平成18年７月より現在に至るまで、当社のソリューション営業担当取締役として経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
3	今岡純二 (昭和47年10月8日) 再任	平成３年４月 平成18年４月 平成18年７月 平成25年３月 平成27年１月 平成28年５月 平成28年８月 平成29年11月 平成30年３月	ダイワボウ情報システム株式会社入社 当社入社　ソリューション部プロダクト・マネージャー 当社取締役ソリューション部長 当社取締役ソリューション本部長 当社取締役執行役員ソリューション本部長 クラウディアジャパン株式会社取締役 株式会社キットアライブ取締役（現任） クラウディアジャパン株式会社代表取締役（現任） 当社取締役執行役員クラウドインテグレーション本部本部長（現任）	17,600

取締役候補者とした理由

IT業界での豊富な開発経験を有し、平成18年７月より現在に至るまで、当社のソリューション事業担当取締役として経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
4	松岡弘之 (昭和42年12月23日) 再任	平成３年４月 平成14年11月 平成20年４月 平成21年４月 平成22年３月 平成27年１月 平成27年５月 平成30年３月	三洋貿易株式会社入社 株式会社セールスフォース・ドットコム入社 当社入社　営業部長 当社取締役営業部長 当社取締役製品営業部長 当社取締役執行役員製品営業部長 当社取締役執行役員製品事業部長兼製品営業部長 取締役執行役員製品営業本部長兼アライアンス営業部長（現任）	10,000
取締役候補者とした理由 IT業界での豊富な営業経験を有し、平成21年４月より現在に至るまで、当社の製品営業担当取締役として経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。				
5	竹澤聡志 (昭和47年４月23日) 再任	平成７年３月 平成17年８月 平成19年４月 平成21年４月 平成27年１月 平成29年３月 平成30年３月	株式会社ツートップ入社 株式会社ザ・ヘッド入社 当社入社　製品開発部長 当社取締役製品開発部長 当社取締役執行役員製品開発部長（現任） 当社取締役執行役員最高技術責任者 当社取締役執行役員最高技術責任者兼Ｒ＆Ｄ部部長（現任）	12,000
取締役候補者とした理由 IT業界での豊富な開発経験を有し、平成21年４月より製品開発担当取締役として、平成29年3月からは取締役最高技術責任者として経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
6	塚田 耕一郎 (昭和43年12月31日) 再任	平成４年４月 平成12年４月 平成14年３月 平成27年９月 平成28年３月 平成28年５月 平成28年８月	株式会社トーメン（現豊田通商株式会社）入社 株式会社アイシーピー入社 興銀インベストメント株式会社（現みずほキャピタル株式会社）入社 当社入社執行役員最高財務責任者 株式会社BeeX取締役（現任） クラウディアジャパン株式会社取締役（現任） 当社取締役執行役員最高財務責任者（現任） 株式会社キットアライブ取締役（現任）	1,000
取締役候補者とした理由 金融業界での豊富な経験と見識を有し、平成28年5月より管理担当取締役として、経営をリードしてきた経験と実績を有しておりますので、取締役候補者といたしました。				
7	宇野 直樹 (昭和28年６月27日) 再任　社外　独立	昭和52年４月 平成14年４月 平成21年４月 平成25年６月 平成29年５月	東京海上火災保険株式会社入社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社契約サービス部長 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 東京海上日動システムズ株式会社代表取締役社長（退任） 当社社外取締役（現任）	800
取締役候補者とした理由 金融及びIT業界での高度な組織運営経験と幅広い見識を有し、平成29年5月より当社社外取締役に就任しておりますので、取締役候補者といたしました。 同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。				

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．宇野直樹氏は社外取締役候補者であります。
３．宇野直樹氏は東京証券取引所の規定及び当社の定める社外役員の「独立性基準」を満たしております。このため当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
４．当社は、平成30年３月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役３名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数（株）
1	本橋和行（もとはしかずゆき） （昭和29年1月16日） 再任　社外　独立	昭和52年４月 平成19年３月 平成21年１月 平成23年４月 平成25年４月 平成28年５月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 日本アイ・ビー・エムクレジット株式会社　代表取締役社長 ゼネラル・ビジネス・サービス株式会社入社　取締役管理本部長 株式会社アイセス　代表取締役社長 ハッピー・リタイアメント・スタイル代表（現任） 当社常勤社外監査役（現任）	－
社外監査役候補者とした理由 企業経営に関する幅広い知識と見識を有しており、その高い見識と幅広い経験は経営の監視及び監督に適任であり、社外監査役候補者といたしました。 また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。				
2	宮武晴明（みやたけはれあき） （昭和27年６月28日） 再任　社外　独立	昭和53年４月 平成19年11月 平成23年１月 平成27年１月 平成28年７月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社 株式会社ベストアンドブライテスト設立　代表取締役社長 株式会社サンブリッジ執行役員社長 当社社外監査役（現任） 株式会社BeeX監査役（現任）	－
社外監査役候補者とした理由 企業経営に関する幅広い知識と見識を有しており、その高い見識と幅広い経験は経営の監視及び監督に適任であり、社外監査役候補者といたしました。 また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年４ヶ月であります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数 (株)
3	亀甲智彦 (昭和55年11月15日) 再任　社外　独立	平成21年12月 平成28年６月 平成29年１月 平成29年５月	堀総合法律事務所勤務（第一東京弁護士会所属） シンガポール国立大学LL.M. 修了 Dentons Rodyk & Davidson LLP（シンガポール）出向 堀総合法律事務所勤務（現任） 当社社外監査役（現任）	－
社外監査役候補者とした理由 弁護士としての専門的な見識を当社の監査及び経営の健全性確保に生かしていただけると判断したため、社外監査役候補者といたしました。 また、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。				

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．各候補者は社外監査役候補者であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲１丁目３番７号
八重洲ファーストフィナンシャルビル３階
ベルサール八重洲　Room４＋５
電話：03－3548－3770

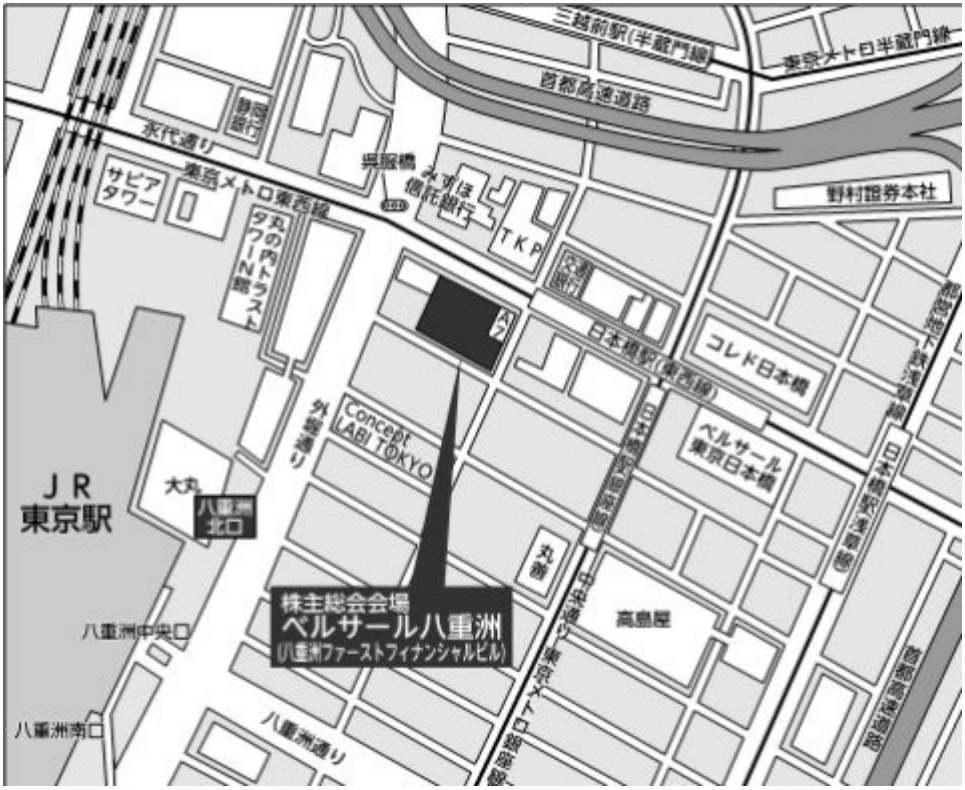

[交通のご案内]
●「東京駅」　八重洲北口　徒歩約３分　JR線・丸ノ内線
　「日本橋駅」　A７出口　直結　東西線・銀座線・浅草線

[お願い]
●駐車場・駐輪場の準備は致しておりませんので、公共交通機関等を
　ご利用下さいますようお願い申し上げます。

FSC　ミックス　FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。